



答 申 第 574 号  
平成 28 年 6 月 7 日

神戸市教育長 雪 村 新之助 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 28 年 6 月 7 日付け神  
教委指第 669 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

相互情報連絡制度の協定による兵庫県警察への情報提供について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 学校が保護者等と連携した取組みを行っている児童生徒の問題事案のうち、①警察の  
有する専門的知識が立ち直りのための支援や指導に効果がある、②対象となる児童生徒  
の心身に重大な影響を及ぼす、と合理的に判断した場合に、犯罪事案や犯罪被害の事前  
防止に必要な情報を兵庫県警察へ提供することは、児童生徒の非行防止及び健全育成の  
観点から公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切か  
つ慎重に取り扱わなければならない。

相互情報連絡制度の協定による兵庫県警察への情報の提供について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【対象児童生徒に関する情報】

- ・ 氏名
- ・ カナ
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所地
- ・ 学校
- ・ 学年、組
- ・ 事案の概要
- ・ 学校で取った措置